
第 4 回 大 山 町 議 会 定 例 会 会 議 録 (第 5 日)

令和 6 年 6 月 20 日 (木曜日)

議 事 日 程

令和 6 年 6 月 20 日 午前 10 時 開議

1. 開議宣告

日程第 1 諸般の報告

日程第 2 議案第 58 号 大山町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する
条例の一部を改正する条例について

日程第 3 議案第 59 号 大山町営住宅条例の一部を改正する条例について

日程第 4 議案第 60 号 大山町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子
ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を
改正する条例について

日程第 5 議案第 61 号 大山町過疎地域持続的発展計画の変更について

日程第 6 議案第 62 号 大山町退休寺・高橋辺地に係る総合整備計画の変更について

日程第 7 議案第 63 号 町有財産を無償で譲渡することについて

(町営住宅さざんか台団地建物)

日程第 8 議案第 64 号 令和 6 年度大山町一般会計補正予算 (第 2 号)

日程第 9 議案第 65 号 令和 6 年度大山町開拓専用水道特別会計補正予算 (第 1 号)

日程第 10 議案第 66 号 令和 6 年度大山町国民健康保険特別会計補正予算 (第 1 号)

日程第 11 議案第 67 号 令和 6 年度大山町国民健康保険診療所特別会計補正予算
(第 2 号)

日程第 12 議案第 68 号 令和 6 年度大山町介護保険特別会計補正予算 (第 1 号)

日程第 13 議案第 69 号 令和 6 年度大山町温泉事業特別会計補正予算 (第 1 号)

日程第 14 議案第 70 号 令和 6 年度大山町索道事業特別会計補正予算 (第 1 号)

日程第 15 議案第 71 号 令和 6 年度大山町下水道事業会計補正予算 (第 1 号)

日程第 16 議案第 72 号 令和 6 年度大山町水道事業会計補正予算 (第 1 号)

日程第 17 議案第 73 号 大山町羽田井辺地に係る総合整備計画の策定について

日程第 18 議案第 74 号 令和 6 年度大山町一般会計補正予算 (第 3 号)

日程第 19 議案第 75 号 令和 6 年度大山町国民健康保険特別会計補正予算 (第 2 号)

日程第 20 諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

日程第 21 陳情第 5 号 光徳子供学園の運営に関する陳情書

日程第 22 陳情第 6 号 ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2025 年

度政府予算に係る意見書採択の陳情

日程第 23 陳情第 7 号 地方財政の充実・強化を求める陳情

日程第 24 陳情第 8 号 日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める陳情

日程第 25 陳情第 9 号 雪不足及びエネルギー他原材料費高騰に対する引き続きの支援の
お願い

日程第 26 発議案第 3 号 少人数学級・教職員定数の改善に係る意見書の提出について

日程第 27 発議案第 4 号 地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について

日程第 28 議員派遣について

日程第 29 閉会中の継続調査について（総務経済常任委員会 所管事務調査）

日程第 30 閉会中の継続調査について（教育民生常任委員会 所管事務調査）

日程第 31 閉会中の継続調査について（広報常任委員会 所管事務調査）

日程第 32 閉会中の継続調査について（議会運営委員会 所管事務調査）

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（15名）

1 番 小 谷 英 介	2 番 西 本 憲 人
3 番 豊 哲 也	4 番 島 田 一 恵
6 番 池 田 幸 恵	7 番 門 脇 輝 明
8 番 大 原 広 巳	9 番 大 杖 正 彦
10 番 大 森 正 治	11 番 杉 谷 洋 一
12 番 近 藤 大 介	13 番 吉 原 美 智 恵
14 番 岡 田 聰	15 番 野 口 俊 明
16 番 米 本 隆 記	

欠席議員（なし）

欠員（1名）

事務局出席職員職氏名

局長 …………… 野 間 光 書記 …………… 林 原 彰 吾

説明のため出席した者の職氏名

町長 …………… 竹 口 大 紀 教育長 …………… 鷺 見 寛 幸

副町長	……………吉尾啓介	教育次長	……………赤路卓也
総務課長	……………金田茂之	地方創生監	……………山根篤大
財務課長	……………池山大司	まちづくり課長	……………深田智子
こども課長	……………門脇恵美子	総合福祉課長	……………田中真弓
総合福祉課参事	……………石谷美智子	農林水産課長	……………桑本英治
健康推進課長	……………諸遊剛史		

午前 10 時開議

開議宣告

○議長（米本 隆記君） 皆さん、おはようございます。

6 月定例会最終日です。よろしくお願ひします。

テレビを御覧の視聴者のみなさん、10 時開会がジェイアラートの訓練放送のため、2 分ほど遅れました。おわびいたします。

それでは 6 月定例会の最終日になりました。ただいまの出席議員は 15 名です。

定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、御手元に配付のとおりであります。

日程第 1 諸般の報告について

○議長（米本 隆記君） 日程第 1、諸般の報告を行います。

町長から、2 件の報告の申し出があります。これを許します。竹口大紀町長。

○町長（竹口 大紀君） おはようございます。6 月定例議会最終日、どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、会期中に追加で報告をする必要が出てきたものの報告をさせていただきます。

報告第 11 号～12 号 令和 5 年度大山恵みの里公社収入支出決算並びに令和 6 年度大山恵みの里公社収入支出予算については、地方自治法第 243 条の 3 第 2 項及び地方自治法施行令第 173 条の 2 第 1 項の規定に基づき提出するものです。

これは、地方自治法第 221 条第 3 項及び地方自治法施行令第 152 条第 1 項第 2 号の規定により、町が 100% 出資しております同公社につきまして、経営状況を説明する資料を議会に提出する必要があるとされていることによるものです。

以上で、報告の説明を終わります。

○議長（米本 隆記君） これで諸般の報告を終わります。

日程第 2 議案第 58 号

○議長（米本 隆記君） 日程第 2、議案第 58 号 大山町特別職の職員で非常勤のもの

の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。
これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 58 号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（米本 隆記君） 起立多数です。

したがって、議案第 58 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 3 議案第 59 号

○議長（米本 隆記君） 日程第 3、議案第 59 号 大山町営住宅条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 59 号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（米本 隆記君） 起立多数です。

したがって、議案第 59 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 4 議案第 60 号

○議長（米本 隆記君） 日程第 4、議案第 60 号 大山町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 60 号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（米本 隆記君） 起立多数です。

したがって、議案第 60 号は、原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第61号

○議長（米本 隆記君） 日程第5、議案第61号 大山町過疎地域持続的発展計画の変更についてを議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第61号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（米本 隆記君） 起立多数です。

したがって、議案第61号は、原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第62号

○議長（米本 隆記君） 日程第6、議案第62号 大山町退休寺・高橋辺地に係る総合整備計画の変更についてを議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第62号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（米本 隆記君） 起立多数です。

したがって、議案第62号は、原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第63号

○議長（米本 隆記君） 日程第7、議案第63号 町有財産を無償で譲渡することについて（町営住宅さざんか台団地建物）を議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第63号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（米本 隆記君） 起立多数です。

したがって、議案第63号は、原案のとおり可決されました。

日程第 8 議案第 64 号

○議長（米本 隆記君） 日程第 8、議案第 64 号 令和 6 年度大山町一般会計補正予算（第 2 号）を議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 64 号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（米本 隆記君） 起立多数です。

したがって、議案第 64 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 9 議案第 65 号

○議長（米本 隆記君） 日程第 9、議案第 65 号 令和 6 年度大山町開拓専用水道特別会計補正予算（第 1 号）を議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 65 号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（米本 隆記君） 起立多数です。

したがって、議案第 65 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 10 議案第 66 号

○議長（米本 隆記君） 日程第 10、議案第 66 号 令和 6 年度大山町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）を議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 66 号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（米本 隆記君） 起立多数です。

したがって、議案第 66 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 11 議案第 67 号

○議長（米本 隆記君） 日程第 11、議案第 67 号 令和 6 年度大山町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第 2 号）を議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 67 号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（米本 隆記君） 起立多数です。

したがって、議案第 67 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 12 議案第 68 号

○議長（米本 隆記君） 日程第 12、議案第 68 号 令和 6 年度大山町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）を議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 68 号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（米本 隆記君） 起立多数です。

したがって、議案第 68 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 13 議案第 69 号

○議長（米本 隆記君） 日程第 13、議案第 69 号 令和 6 年度大山町温泉事業特別会計補正予算（第 1 号）を議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 69 号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（米本 隆記君） 起立多数です。

したがって、議案第 69 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 14 議案第 70 号

○議長（米本 隆記君） 日程第 14、議案第 70 号 令和 6 年度大山町索道事業特別会計補正予算（第 1 号）を議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 70 号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（米本 隆記君） 起立多数です。

したがって、議案第 70 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 15 議案第 71 号

○議長（米本 隆記君） 日程第 15、議案第 71 号 令和 6 年度大山町下水道事業会計補正予算（第 1 号）を議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 71 号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（米本 隆記君） 起立多数です。

したがって、議案第 71 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 16 議案第 72 号

○議長（米本 隆記君） 日程第 16、議案第 72 号 令和 6 年度大山町水道事業会計補正予算（第 1 号）を議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 72 号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（米本 隆記君） 起立多数です。

したがって、議案第 72 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 17 議案第 73 号 ～ 日程第 20 諮問第 1 号

○議長（米本 隆記君） 日程第 17、議案第 73 号 大山町羽田井辺地に係る総合整備計画の策定についてから、日程第 20、諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてまで、計 4 件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。竹口大紀町長。

○町長（竹口 大紀君） それでは提案理由の説明をさせていただきます。

議案第 73 号 大山町羽田井辺地に係る総合整備計画の策定については、羽田井辺地内に設置している獣肉解体処理施設の増築工事をするもので、総事業費 2,203 万 1,000 円のうち 2,200 万円を辺地対策事業債で充当する計画です。

なお、今回の策定につきましては、鳥取県知事との事前協議がすでに整っていることを申し添えます。

続きまして、議案第 74 号 令和 6 年度大山町一般会計補正予算（第 3 号）については、捕獲イノシシの受け入れを恒常化させ、捕獲数の増加を図るための獣肉解体処理施設増築に係る費用の新規計上や、未熟児養育医療給付事業の増額など、既定の歳入歳出予算の過不足を調整するため、総額に 2,572 万 3,000 円を追加し、歳入歳出予算を 118 億 2,497 万 7,000 円とするものです。

続きまして、議案第 75 号 令和 6 年度大山町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）については、出産育児一時金を主なものとして 452 万円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ、19 億 7,177 万 2,000 円とするものです。

続きまして、諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、任期満了となります人権擁護委員について、検討の結果、ふたたび金田和寿さんを推薦したく、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により議会の意見を求めるものであります。

金田さんは、人権擁護委員として 2 期 6 年間の実績と経験があり、人格・見識ともに高く、社会の実情にも通じており、適任と考え推薦するものであります。

なお、発令期間は、令和 7 年 1 月 1 日から令和 9 年 12 月 31 日までの任期 3 年の予定であります。よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

以上で、提案理由の説明を終わります。

（日程第 17）議案第 73 号

○議長（米本 隆記君） ただいま 4 件の提案理由の説明が終わりましたので、このあと

質疑、討論、採決を 1 件ずつ行います

これから議案第 73 号 大山町羽田井辺地に係る総合整備計画の策定についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 73 号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（米本 隆記君） 起立多数です。

したがって、議案第 73 号は、原案のとおり可決されました。

（日程第 18）議案第 74 号

○議長（米本 隆記君） これから議案第 74 号 令和 6 年度大山町一般会計補正予算（第 3 号）の質疑を行います。質疑はありませんか。

○議員（11 番 杉谷 洋一君） 議長、11 番。

○議長（米本 隆記君） 11 番 杉谷議員。

○議員（11 番 杉谷 洋一君） この議案に対してですね、先ほど課長のほうからいろいろ説明もありましたけど、私は未熟児関係のこの予算はとっても大事な予算だろうというふうに思います。

ただ一つだけ、そうでないのは、獣肉解体施設、これについては、私は反対で、本来なら、予算修正というような形で出せばよかったんですけど、まさかこれが抱き合わせで出てくるとは思わなかったもので、そういう準備もしてませんでしたので、その獣肉解体のところだけ、ちょっと町長にお尋ねいたします。

その中で、町長は令和 1 年の 6 月に、獣肉ジビエ工房に対する質疑応答というところで、うまくいかなかったら運営費用を町から捻出するということは、現在のところ考えていませんでした。その当時の現在ですから、3 年も 4 年も経つといろいろ変わってきたかと思います。それから令和 2 年 5 月には、初期投資とはしながら、補助等は自力でやっていただくということに変更はありません。なるべく自治体の財政の負担にならないということで、運営に対して補助をしていく考えはありませんと言っておられます。

で、まあ今回の場合、私は運営には冷蔵庫というのを、結構、必要かということがあるわけですが、現在の冷蔵庫でも十分ではないかなとは思うんだけど、それを一つの建屋というものにくくりつければ、この予算はこういう形で出せるということで、

今後ですね、町長、この獣肉解体のところですね、いろんなことが不足、そういう、機材が不足したときには、何もくくりつけの建屋というようなことで、考えておられるのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（米本 隆記君） 杉谷議員、ちょっとお聞きしたいんですが、先ほど年号を言われたときに、令和、平成どちらでしたか。

〔「令和です」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 令和ですね。

○議員（11 番 杉谷 洋一君） あっ、ごめんなさい。

○町長（竹口 大紀君） はい。

○議長（米本 隆記君） 竹口町長。

○町長（竹口 大紀君） お答えします。施設の整備の詳細については、担当課長から答えますが、基本的には令和元年、あるいは令和2年にもいろいろ議会のほうからも、御質疑をいただいて、その際にもお話をしているとおりで、運営に関する補助等は引き続き出さないという考えで方針に変更はありませんけれども、必要な整備は行っていくということで考えております。

今回の件に関しましても、販売等が順調にできるようになってきて、売り先はあるけれども、ピーク時にはイノシシの肉自体がないと。で、一方で販売が少ない時期に、もう少し捕獲したものを、イノシシ肉として加工ができる個体があるにもかかわらず、保管をする場所がないということで、受入れもできないということで、猟友会のほうでの捕獲の意欲も低下をしているような現状があるというふうに、お聞きをしておりますので、捕獲の意欲を高めながら、農作物の被害等を抑えて、さらには順調にいつています。イノシシ肉の販売の促進にもつなげていきたいというふうに考えているところでございます。詳細は担当課長からお答えをいたします。

○農林水産課長（桑本 英治君） 議長、農林水産課長。

○議長（米本 隆記君） 桑本農林水産課長。

○農林水産課長（桑本 英治君） お答えいたします。

御指摘の点でございますけれども、現在、冷凍保管庫、容量の不足からですね、捕獲イノシシの受入れを抑制している状況ということでございます。冷凍保管庫を備えた、今回収納倉庫 24 平米を増築し、受入れを向上させるものということでございますけれども、この施設に関しましてですが、管理に関する基本協定書のほうにもうたってございますけれども、今回、大規模改修であったり、増築に関するものにつきましては、町が自己の費用と責任において実施するものとなっておりますので、これに基づいて進めていくものというふうに認識しております。以上でございます。

○議員（11 番 杉谷 洋一君） 議長。

○議長（米本 隆記君） 11 番 杉谷議員。

○議員（11 番 杉谷 洋一君） そういう意欲がなくなるか云々というような話がありましたけど、このジビエに関しては、一頭が 1 万 5,000 円出とるわけです。私の知り合いなんかお金もらえんから鉄砲打ってる人がおるんだけど、まだ鉄砲で撃ったのはね、この解体処理には使えないというようなことも聞いてますし、それからもう一つ、これは倉庫が 24 平方という大きいもんで、そん中で冷凍保管庫が僅か 5.4 という小さいもんで、別にそういう建物を無理して建てなくても、あるいはもうちょっと小さいものにして 2,300 万の予算をかけるなら、半額の予算とか予算を少なくして、建屋も少なくして、そういう対応をされたらと思うんですけど、その辺りはどうなんでしょうか。

○町長（竹口 大紀君） はい。

○議長（米本 隆記君） 竹口町長。

○町長（竹口 大紀君） お答えします。

まずイノシシの個体に関してですが、これはわなだけではなくて、猟銃で駆逐した個体でも使えるものは使えと、いい処理がしてあれば、利用できるということでもありますので、そこは御理解をいただきたいなというふうに思います。

杉谷議員もお仲間にイノシシの猟をされとる方がおられるでしょうから、そこら辺もお詳しいと思いますけれども、そういう猟師の皆さんが捕獲したものを受け入れる先が獣肉解体処理施設です。で、今まで施設ができる前は、埋設をしながらかなりの重労働をされとったわけですが、その部分がかなり軽減ができて、捕獲する意欲も高まったというふうに猟師の皆さんからもお聞きをしているところです。

このたび増築しますところは、必要最低限のものを小さく整備するというのではなくて、今後、追加追加で毎年のようにどんどん出てくるということではなくて、少し余裕も持たせながら、整備をする必要もあろうかというふうに思っておりますので、このたび様々検討を進めまして、この規模の増築ということに決めさせていただいたところでございます。

○議員（11 番 杉谷 洋一君） 議長。

○議長（米本 隆記君） 11 番 杉谷議員。

○議員（11 番 杉谷 洋一君） 町長のいろいろ考え聞きました。私は、小さいのにしていただければというふうに思うわけです。

それとですね、何でこんなに早く急いで、どうでも今こういう提案して、やらなきゃいけないかということをちょっと聞きたいと思いますし、それから猟友会の人に聞きますとですね、1 万 5,000 円をもらって、10 頭捕っても 15 万円だわと言って喜んでおられますし、（・・・「議長から発言取消命令があり、取り消された部分、125 文字削除」・・・）。

ま、そんなことをちょっと 2, 3 言いましたけど、町長の考えをお聞きしたいと思います。

○議長（米本 隆記君） 竹口町長、ちょっと待ってください。杉谷議員、さっきお近くの猟師さんが、肉を販売してるってことを言われましたけども、それは・・・

○議員（11 番 杉谷 洋一君） 議長。

○議長（米本 隆記君） はい。

○議員（11 番 杉谷 洋一君） 違法とかなんとか、そんなことはもう分かったことで、（・・・「議長から発言取消命令があり、取り消された部分、62 文字削除」・・・・・・・・・・）どどこへ持って行って販売ということはやってないはずですよ。

○議長（米本 隆記君） 販売はしておられませんね。

○議員（11 番 杉谷 洋一君） それは、それは、まあ・・・

〔「まず、議長が確認する話でないよ」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） いえ、発言の内容がちょっとあれですんで。

○議員（11 番 杉谷 洋一君） じゃあ、その分は取消します。

○議長（米本 隆記君） はい。

〔「1 回、休憩したほうがいい」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） それでは、今ただいまの杉谷議員の発言について、ちょっと不適當な言葉があったか分かりませんので、後日、記録を調査の上、処置いたしますのでよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） はい、じゃあ、町長お願いします。

○町長（竹口 大紀君） はい。

○議長（米本 隆記君） 竹口町長。

○町長（竹口 大紀君） お答えします。そこの発言の取消しなり、訂正なりがされるとこ以外のところでお答えしたいと思いますけれども、まず施設の規模に関しては先ほどのお答えのとおりで、やはり最低限必要なものということにしておりますと、本当にまた足らんようになったときに、またかというようなことになりますので、ちょっと少し余裕を持たせていただきたいというふうに思っているところでございます。

それから、何で急ぐんだというお話がありましたけど、本来でいえばこれ 6 月定例会の最初に追加提案じゃなくてさせていただくのが本来だったと思いますが、有利な財源を活用するために、辺地債を活用しようと、この県との協議が整うのが少し初日には間に合わなかったということで、このタイミングになっております。これがまた、次の定例会ということになりますと、これから先、有害期を終えて猟期に入って行って、また捕獲されるものも増えていくようなこともありますので、なるべく早くそういった容量不

足の部分を解消することによって、猟師の皆さんに捕獲をしていただく、それによって農作物の被害を少しでも抑えていく、そういうような循環をつくっていききたいということで、このたび提案をさせていただいているところでございます。

御理解のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（米本 隆記君） そのほか質疑ありませんか。

○議員（7番 門脇 輝明君） 議長、7番。

○議長（米本 隆記君） 7番 門脇議員。

○議員（7番 門脇 輝明君） はい。予算ですんでちょっと金額的な部分を確認させていただきたいと思ひますけれども、建築費が1,600万ということで、24平米ですんで、平米単価にすると約67万になると思ひます。ちょっと感覚的に言うと、お高いなという感じですが、諸般の物価の値上がり等を見込んで最大これまでだったら大丈夫だろうということで、見込んでいらっしゃるのかということをお聞きしておきたいと思ひます。

○町長（竹口 大紀君） はい。

○議長（米本 隆記君） 竹口町長。

○町長（竹口 大紀君） 建築費の詳細等に関しては担当からお答えをさせていただきます。

○農林水産課長（桑本 英治君） 議長、農林水産課長。

○議長（米本 隆記君） 桑本農林水産課長。

○農林水産課長（桑本 英治君） ただいまの御指摘についてお答えいたします。

農林水産課といたしましても、設計段階で近傍の今回の平米に見合った建築費相当の資料を集めたところ、実際今回2,000万に近い額を挙げさせていただいております、1,800万とありますけれども、挙げさせていただいておりますけれども、これは最大のところを見越しておるものでございまして、今後、詳細設計をしていく中でもっと詰めていきたいというふうに思っているところでございます。もちろん資材費の高騰についても、考慮いたしております。以上でございます。

○議長（米本 隆記君） そのほか質疑ありませんか。

○議員（12番 近藤大介君） 議長、12番。

○議長（米本 隆記君） 12番 近藤議員。

○議員（12番 近藤 大介君） イノシシや、近頃鹿の被害なども農業関係で出ておりますので、中山間で暮らす人間が安心して生活していくためには、こういった有害鳥獣の対策は必要な事業だなと思っているんですけれども、それを踏まえて改めてお聞きしますけれども、そのような被害の状況であったり、有害鳥獣対策の必要性についてもう少し説明いただきたいことと、それから財源として今回2,200万円の辺地債を活用するというところでございました。

確認のためにですね、この辺地債についての交付税措置が一体どのぐらい見込まれるのか。それによって事業費は2,200万ですけども、町の実質的な負担がどの程度見込まれるのかということの説明。

それからイノシシ肉、ジビエ肉がふるさと納税の商品として非常に人気だということの説明も聞いております。改めて、ふるさと納税でですね、増収見込み、この見込みといたしますか、ふるさと納税の産品としての状況なり見通しを説明いただきたいこと。

それからですね、私が聞いた範囲では、鉄砲を撃つ猟師さんもだんだん高齢化がしているというふうな話も聞いております。この加工施設を管理運営委託を受けられる、猟師さんの有志の方々ですね、この辺の後継者の見通しみたいなことについても少し御説明をお願いしたいと思います。

○町長（竹口 大紀君） はい。

○議長（米本 隆記君） 竹口町長。

○町長（竹口 大紀君） お答えします。大きく4点だったと思いますが、被害の現状とこの対策の必要性、それから辺地債の交付税の措置率、また好調でありますイノシシ肉の返礼品のふるさと納税の今後の見通しについて、また猟友会、猟師の皆さんの後継者の今後について、それぞれ担当からお答えをさせていただきます。

○農林水産課長（桑本 英治君） 議長、農林水産課長。

○議長（米本 隆記君） 桑本農林水産課長。

○農林水産課長（桑本 英治君） まず、被害の状況について分かる範囲でお答えいたしたいと思います。

まず、農作物被害につきましては、近年は、大体年間30万円程度ということで推移してるところでございますが、遡ってみますと、平成30年頃に大体年間245万円ぐらい、元年170万、2年に210万と大体200万円前後で推移しておりまして、令和3年からですね、86万円、令和4年に28万円、昨年、令和5年は32万円ということで、基本的にはこの5年間で被害額はずっと抑えられてきているということでございまして、これにつきましては、侵入防止柵であったり、今回の捕獲増加に対する取組ということの成果があったものというふうに考えているところでございます。

これにつきましては、有害鳥獣対策ということで、農作物被害を防止するのが農林水産課としての役目でございますので、今後とも捕獲意欲を高めまして、捕獲数の増加を図る取組というのはやっていきたいというふうに思っているところでございます。

あとは、猟師の高齢化、先ほどあった担い手になります猟友会、猟師さんの高齢化ということでございますけども、実際に町内ですね、猟に携われる猟友会のメンバーというのは、基本的に今現在会員としては62名ほどおられます。これが、中山、名和、大山、北部南部ということで各エリアを担当して担っていただいているわけでございますけども、なかなか年配の方も多ということでございまして、今後10年後が心配だと

いうことは話としては伺っております。今後、猟友会のほうでもですね、後継者を育成するということに力を入れていくということもございますが、町としましても、今回捕獲についての支援もそうですし、例えば捕獲した場合には、町のほうに捕獲報告ということがございまして、例えば尻尾や耳をとって提出するという負担もございます。

これをですね、今後、例えばスマホのアプリを使いまして、写真を撮ることによって位置情報であったり、個体の大きさだったりといったところが全部分かりますので、そういう書類での報告が軽減されるということがございますので、今後、可能であれば導入したいと、少しでも猟師の皆さんの負担を軽減したいというところで、何とか育成のほうにも力を入れていきたいと考えているところでございます。

○議長（米本 隆記君） 桑本課長、ちょっともう1点、ふるさと納税の伸びについてがあったと思います。総合戦略？

○町長（竹口 大紀君） はい。

○議長（米本 隆記君） 竹口町長。

○町長（竹口 大紀君） すいません、担当課長がおると思いましたが、すいません、総合戦略課長がおりませんので、こちらで答えたいと思いますが、現状としましてはふるさと納税の返礼品のうちのイノシシ肉というのは年々伸びてきております。特に昨年度で言いますと、ピーク時にふるさと納税の返礼品としてイノシシ肉を選択していただく。事をストップして、いわゆるその受注を止めるような状態が続く時期がございました。

今回の整備をすることによりまして、ふるさと納税の需要がある時期に、そのオーダーを止めずに、寄附の受入れを止めずに進めることができるものというふうに考えております。

○財務課長（池山 大司君） 議長、財務課長。

○議長（米本 隆記君） 池山財務課長。

○財務課長（池山 大司君） はい、辺地対策事業債の交付税措置に関してのお尋ねがありましたので、こちらのほうについてお答えしたいと思います。

元利償還金の80%相当が、後年度交付税措置されます。したがって、2,200万の起債借入れを行いますと、大体500万弱ぐらいが町の手出しになる形になるかと思えます。以上です。

○議長（米本 隆記君） よろしいですか。その他、質疑はありませんか

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第74号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（米本 隆記君） 起立多数です。

したがって、議案第 74 号は、原案のとおり可決されました。

（日程第 19）議案第 75 号

○議長（米本 隆記君） これから議案第 75 号 令和 6 年度大山町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）の質疑を行います。質疑はありますか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（米本 隆記君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（米本 隆記君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 75 号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（米本 隆記君） 起立多数です。

したがって、議案第 75 号は、原案のとおり可決されました。

（日程第 20）諮問第 1 号

○議長（米本 隆記君） 日程第 20、諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての質疑を行います。質疑はありますか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（米本 隆記君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（米本 隆記君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから諮問第 1 号を採決します。お諮りします。

本諮問は、同意することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（米本 隆記君） 起立多数です。

したがって、諮問第 1 号は、同意することに決定しました。

ここで暫時休憩いたします。

午前 10 時 39 分休憩

午前 10 時 43 分再開

日程第 21 陳情第 5 号・日程第 22 陳情第 6 号

○議長（米本 隆記君） 再開します。

日程第 21、陳情第 5 号 光徳子供学園の運営に関する陳情書と、日程第 22、陳情第 6 号 ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2025 年度政府予算に係る意見書採択の陳情を議題とします。

審査結果の報告を求めます。教育民生常任委員長、門脇輝明議員。

○教育民生常任委員長（門脇 輝明君） 審査結果の報告をいたします。

本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第 94 条第 1 項の規定により報告いたします。

受理番号第 5 号 付託年月日、令和 6 年 6 月 4 日、件名 光徳子供学園の運営に関する陳情書。

委員会の意見です。採択とする意見として、現地視察を行い、理事長・園長も他力本願ではないことを確認いたしました。子育て支援として地域にある施設を応援するべきである。陳情項目は全てクリアしており、所管課としても採択によって生じる不都合もないと確認いたしました。

不採択とする意見としては、陳情項目にあるケーブルテレビでの広告募集要綱も把握しておられなかったし、社会施設に対して減免についても知らなかった。陳情項目はクリアできており町としては既に受け入れているということです。

採決の結果、採択 5、不採択 1、欠席 1 で採択とすべきものと決しました。

続いて受理番号第 6 号 付託年月日、令和 6 年 6 月 4 日 件名、ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2025 年度政府予算に係る意見書採択の陳情について。

採択とする意見としては、陳情内容はどれも今の学校現場に必要なことであること、以前より同様の陳情を採択しているなどの意見であった。不採択とする意見は特にありませんでした。

採決の結果、採択 6、不採択 1 で採択とすべきものと決しました。

以上、報告終わります。

（日程第 21）陳情第 5 号

○議長（米本 隆記君） これから、陳情第 5 号 光徳子供学園の運営に関する陳情書について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから陳情第 5 号を採決します。お諮りします。

この陳情に対する委員長報告は採択です。

この陳情は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（米本 隆記君） 起立多数です。

したがって、陳情第 5 号は、採択とすることに決定しました。

（日程第 22）陳情第 6 号

○議長（米本 隆記君） これから、陳情第 6 号 ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2025 年度政府予算に係る意見書採択の陳情について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから陳情第 6 号を採決します。お諮りします。

この陳情に対する委員長報告は採択です。

この陳情は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（米本 隆記君） 起立多数です。

したがって、陳情第 6 号は、採択とすることに決定しました。

日程第 23 陳情第 7 号～日程第 25 陳情第 9 号

○議長（米本 隆記君） 日程第 23、陳情第 7 号 地方財政の充実・強化を求める陳情から日程第 25、陳情第 9 号 雪不足及びエネルギー他原材料費高騰に対する引き続きの支援のお願いを議題とします。

審査結果の報告を求めます。総務経済常任委員長 岡田 聡議員。

○総務経済常任委員長（岡田 聡君） 陳情審査結果の報告をいたします。

総務経済常任委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第 94 条第 1 項の規定により報告いたします。

陳情第 7 号 陳情付託年月は、令和 6 年 6 月 4 日です。件名、地方財政の充実・強化を求める陳情。

審査結果は採択でございます。関係団体から聞き取りを行い、労働環境改善のために地方交付税の増額の必要性等を確認いたしました。

採択の意見として、要望は至極真つ当だとの意見がございました。採決の結果、全会一致で採択すべきものと決しました。

陳情第 8 号 日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める陳情、審査結果は、不採択です。

採択の意見として、被爆国として条約締結に向かうべき、不採択の理由としては、現在の世界情勢を鑑み、現状を維持すべきや少数意見ですが、核の傘に頼りすぎることなく自衛を強めるべきとした意見がございました。

採決の結果、採択 1、不採択 5 で不採択すべきものと決しました。

陳情第 8 号 雪不足及びエネルギー他原材料費高騰に対する引き続きの支援のお願い、審査結果は採択です。関係団体から聞き取りを行い、雪不足などによる経営不振の現状を確認いたしました。

採択の意見として、コロナ禍とは国からの補助等も違うので、違う施策を検討するなどして支援すべきとの意見がございました。

採決の結果、全会一致で採択すべきものと決しました。以上です。

○議長（米本 隆記君） 先ほど岡田議員のほうから、雪不足及びエネルギー他原材料費高騰に対する引き続きの支援のお願いの時にですね、陳情第 8 号と言われましたが、これは陳情第 9 号でありますので、そのように訂正をさせていただきます。

（日程第 23 号）陳情第 7 号

○議長（米本 隆記君） これから、陳情第 7 号 地方財政の充実・強化を求める陳情について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑は ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論は ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから陳情第 7 号を採決します。お諮りします。

この陳情に対する委員長報告は採択です。

この陳情は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（米本 隆記君） 起立多数です。

したがって、陳情第 7 号は、採択とすることに決定しました。

(日程第 24 号) 陳情第 8 号

○議長(米本 隆記君) これから、陳情第 8 号 日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める陳情について、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑は ありませんか。

○議員(10 番 大森 正治君) 議長、10 番。

○議長(米本 隆記君) 10 番 大森議員。

○議員(10 番 大森 正治君) 不採択の理由について、何点かお聞きしますけども、この質疑は、小分けでよかったんでしょうかね、3 回までっていうことですか。

○議長(米本 隆記君) 一遍に質疑事項を言ってください。

○議員(10 番 大森 正治君) はい、はい。

○議長(米本 隆記君) それが繰り返し 3 回までです。

○議員(10 番 大森 正治君) はい？

○議長(米本 隆記君) 繰り返し 3 回までです。

○議員(10 番 大森 正治君) 3 回までですね。まず 1 点目ですけども、不採択の理由として書いてありますが、現在の世界情勢を鑑み、現状を維持すべきというふうに書いてありますけども、これどういう意味なのか、核兵器を容認するという事なのか、どうなのか、お聞きしたいと思います。

それから、核の傘に頼り過ぎることなく、自衛を強めるべきという表現ですけども、これどういう意味なのか。これ読み方によってはアメリカの核に頼るのではなくて、日本も核兵器を保有して、自衛力を強めるべきだというふうにも読み取れるんですが、どういう意味なんでしょうか。

それから、大山町議会は合併した年にですね、核兵器廃絶平和のまち宣言をした自治体であるということですけども、その論議はあったのでしょうか。

次、大きな三つ目になります。さっきのは、大きな二つ目。大きな三つ目としまして、この陳情を不採択した理由、一体何だったのかはつきり確信を持って言えるならそこを説明していただきたいというふうに思います。

○総務経済常任委員長(岡田 聰君) 議長。

○議長(米本 隆記君) 14 番、岡田議員。

○総務経済常任委員長(岡田 聰君) お答えいたします。採択の意見としては、被爆国としての核条約に向かべきというようなことがございました。それから、不採択の理由として、現在の世界情勢を鑑み、現状維持すべき。まあ日本政府が批准をしないという姿勢ですので、その点を言っております。

それから、核の傘に頼り過ぎることなく、自衛を努めるべきということは、批准すれば、端的に言えば、核を持てるような状況にしておくべきという意見もございました。

私のほうの説明としては、全国でかなり批准が進んでいるということ、陳情採択が進

んでいることを説明いたしました。例を申しますと、岩手県なんか 100%、新潟・秋田・徳島県が 80%以上、中国地方で言いますと、岡山県が 75%、広島県が 18%、島根県が 6%、山口県は 0%、鳥取県は、県議会を含めた 20 市町村議会のうち 13 議会が、採択しております。65%という結構、全国で採択が進んでいるようですけども、大山町議会としてはまだそこまでは考え至っていないということです。

それから、大山町が平和宣言を行った、そこら辺の議論は全くしておりません。出ておりません。

○議員（10 番 大森 正治君） 議長。

○議長（米本 隆記君） 10 番 大森議員。

○議員（10 番 大森 正治君） まださっき、回答漏れっていうか答弁漏れ、3 点目のことについては、ちょっとよく分からないですけど。

○議長（米本 隆記君） 3 点目はなんでしたかいね。

○議員（10 番 大森 正治君） この採択した理由がね、確信を持って言えるのかどうなのか、説明してほしいと言いましたけども。はっきり、不採択した理由というのは・・・

○議長（米本 隆記君） ちょっとマスクされているんで、聞き取りにくいところあるんですけどもちょっとはっきり。

○議員（10 番 大森 正治君） 不採択にした理由というのは、私は一体何だったのかははっきり理解はできないんですけども。さっきの答弁では、核兵器の保有を日本もすべきだから、この陳情には不採択だというふうにとれたんですが、そういうことでいいのでしょうか。

○総務経済常任委員長（岡田 聡君） 議長。

○議長（米本 隆記君） 14 番 岡田議員。

○総務経済常任委員長（岡田 聡君） はい。それは少数意見でございまして、大半は、日本政府の方針に従うような考えだろうと思います。

○議員（10 番 大森 正治君） 議長。

○議長（米本 隆記君） 10 番 大森議員。

○議員（10 番 大森 正治君） はい、分かりました。

もう一つ、じゃあ、お聞きしたいんですけども、先ほど論議の中で少数意見だけでも、日本も核武装すべきだという論議があったと、意見があったと。まあ、その意見があるのは自由ですが、それに対する反論とか、あるいはそれについての討議というのは、どの程度あったのでしょうか。

○総務経済常任委員長（岡田 聡君） 議長。

○議長（米本 隆記君） 14 番 岡田議員。

○総務経済常任委員長（岡田 聡君） それに対しての反論は、もちろんしておりません。

そこら辺りの個人の考えに対して、審査の中で意見を述べるものでして、個人の考えを否定するようなことはできないと思います。

○議長（米本 隆記君） よろしいですか。

○議員（3番 豊 哲也君） 議長、3番。

○議長（米本 隆記君） 3番 豊議員。

○議員（3番 豊 哲也君） すいません、今の委員長の持つべきという発言は、委員会内ではなかったかと思しますので、訂正を求めます。

○議長（米本 隆記君） 岡田議員、委員会内でそういった発言はなかったという話ですけど。今、岡田議員が言われた発言が、委員会内で話はなかったということと言われたんですが。

○総務経済常任委員長（岡田 聰君） いやその反対意見はあったけども、それに反論する意見はなかったということです。

○議長（米本 隆記君） と、言うことですが、よろしいですか。

[発言する者あり]

○総務経済常任委員長（岡田 聰君） 持つべきという話じゃなくて、まあ、ここに書いてありますけども、批准をしまえば、そういう可能性がなくなるということで、要するに米国の核の傘に頼り過ぎることなく、自衛をできるような道を残しておくというような意味だと思います。

○議長（米本 隆記君） はい。豊議員それでよろしいですか。

○議員（3番 豊 哲也君） 訂正されたほうがいいと思いますが。

○議長（米本 隆記君） その辺がどういうふうなことでお話が委員会ほうであったかというの、私たちは分かりませんので。

[「休憩」と発言する者あり]

○議長（米本 隆記君） ここでちょっと休憩いたします。再開を11時10分とします。

午前11時休憩

午前11時10分再開

○議長（米本 隆記君） 再開します。

○総務経済常任委員長（岡田 聰君） 議長。

○議長（米本 隆記君） 14番 岡田議員。

○総務経済常任委員長（岡田 聰君） 訂正したいと思います。

先ほどの答弁の中で、核武装すべきという意見もあったというようなニュアンスを申しましたけども、ちょっと訂正したいと思います。

この陳情採択しないことに反対の意見ですけども、要するに日本は核を持っているかもしれないという、そういうことが外国からの攻撃の抑止力になるという意味でございます。

○議長（米本 隆記君） よろしいですか。

〔 「はい」と発言する者あり 〕

○議長（米本 隆記君） そのほか、質疑ありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（米本 隆記君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

○議員（10 番 大森 正治君） 議長、10 番。

○議長（米本 隆記君） 10 番 大森議員。討論ですが、これは、委員長報告は不採択ですので、陳情に対して、賛成の立場ののですか、反対の立場ののですか。

○議員（10 番 大森 正治君） 陳情に賛成です。

○議長（米本 隆記君） 委員長の報告は不採択です。委員長の報告に対して、賛成ですか反対ですか、反対の討論。反対討論ですね。はい、どうぞ。どうぞ。

〔 発言する者あり 〕

○議長（米本 隆記君） ですから、陳情に賛成ですよ。

〔 「はい」と発言する者あり 〕

○議員（10 番 大森 正治君） 日本政府に核兵器禁止条約の参加調印批准を求める陳情に、賛成の討論をいたします。

その前に、先ほどの質疑の中で、総務経済常任委員会の中で、核兵器を容認するかなのような発言があったような論議があったということを知っていて、そのあと核抑止力ということが必要だから、日本も持つ、持っているかもしれないということを知って外国に思わせないけんという話がありましたけども、非常に私はこれは危険な考え方だろうというふうに思います。

核抑止力、よく言われますけども、抑止力って一体何でしょうかね。脅しですよ。一方が持てば、一方ももっと持つ、こういうことです。核のとめどもない拡大競争につながっていきます。それが現実にあったし、これではいけないじゃないかということで、いろいろな議論がなされてるわけですけども、やはり核兵器というのは、抑止力の論議として考えてはならない。そういう兵器だろうというふうに私は基本的に考えております。

そこで、反対討論をしますけども、ごめんなさい、この陳情に対する賛成の討論をいたしますけども、先ほどの質疑の中で、大山町議会が、核兵器廃絶平和のまちの宣言をしてるということを知ってますね、これ令和 17 年にしてるんですよ。そういう論議が全くなかったということなんで、ちょっと内容を読み上げてみたいと思います。

改めて、大山町議会が宣言した内容です。

核兵器廃絶平和のまち宣言に関する決議、私たちは現在を生きる者として、この美しい豊かな地球を守り、子孫に引き継ぐ責務があります。私たちは、原爆被爆の悲惨さと、

今なお続く被爆者の苦しみを忘れることなく、長崎を最後の被爆地にしなければなりません。私たちは自由で平和な社会と世界の恒久平和の実現を目指すため、全ての核兵器の1日も早い廃絶を願うものであります。

よって、大山町は、ここに核兵器廃絶平和のまちであることを宣言する。

以上、決議する。平成17年12月20日、鳥取県大山町議会、とあります。

議員の皆さんの中には、これに立ち会った議員さんもいらっしゃると思います。

そういう決議をした大山町議会が大前提にあるというふうに私は思います。

79年前、日本は、アメリカ合衆国の原子爆弾という核兵器によって、前代未聞の惨禍を受け、広島、長崎で合わせて約30万人もの人々が亡くなりました。そして今なお、放射能被害で苦しんでいる市民がおられます。

核兵器による惨状について知らない人はないと思います。広島・長崎の原爆資料館などで見聞して、あるいは映画・テレビを視聴して、あるいは本を読んで、その恐ろしさを追体験されたことだろうと思います。

町内の小中学生も修学旅行でコロナ前までは毎年だったでしょうか、片仮名で表す表記するヒロシマ・ナガサキ、これを学んできております。核兵器の恐ろしき、悲惨さを知っている世界で唯一の戦争被爆国の国民として、核兵器廃絶は、強い願いであります。

その先頭に立つ義務が日本にはあるのではないのでしょうか。7年前に国連で採択された、この核兵器禁止条約は、核兵器の開発、生産実験、製造、取得、保有、貯蔵、仕様とその威嚇、これを禁じた核兵器廃絶のための完璧な条約です。まさに、核兵器禁止条約こそ被爆者をはじめ、戦争被爆国日本国民大多数の、悲願を実現することができる条約ではないのでしょうか。

ところが、日本政府は、核を持つ国と持たない国との橋渡しをすると行って、事実上、アメリカをはじめ、核保有国の核兵器を容認しています。これは、核兵器廃絶を永遠の彼方へ置くことになり、決して許されない態度だというふうに私は考えます。

私たちは、日本政府の言いなりになるのではなくて、絶対悪の核兵器をなくすために、一地方議会から、政府と国会に向けて核兵器禁止条約への署名と批准を求めていくことが賢明だろうというふうに考えます。

核兵器廃絶平和のまち宣言を決議した大山町議会が、この陳情、三度目ですよね、これ。三度もし不採択ということになれば、子供たちや有権者の町民の皆さんに対して、大山町議会は核兵器容認という誤ったメッセージを送ることになるのではないかというふうに危惧します。

どうか皆さん、良心に照らして、常任委員会での陳情審査結果を覆し、大山町議会としての良心を示そうではありませんか。以上、賛成討論とします。

○議長（米本 隆記君） 次に、この陳情に対して反対者の発言を許します。

ありませんか。

○議員（3番 豊 哲也君） 議長、3番。

○議長（米本 隆記君） 3番 豊議員。

○議員（3番 豊 哲也君） 3番 豊哲也です。

この陳情に反対、委員会の報告に賛成の立場で討論させていただきます。私はですね、先ほど、日本共産党の大森議員からお話がありました、武装をしなければ何も平和になっていく、そうした考えが日本共産党さんの考え方だと思いますが、実際、永世中立国、スイスですね、しっかりとした武装を組んでいること、それが平和につながっていると思っております。またですね、逆に、自民党さんの親米保守という考え方も、違っているのかなと思っております。

実際に私は、先日ですね、平和記念公園に行ってまいりました。広島と長崎、核兵器を落とされて、これはですね、広島がウラン型、長崎がプルトニウム型、わざわざ違う原爆を2発落とされてます。これは本当に許されるべきことではありません。ただ、私たちは、それを落とされた国だから、なので核兵器を自分たち持たないでやっ払いこうというふうな考えになっています。それは私は、GHQのウォーギルトインフォメーションプログラムの一部だと思っております。そういうふうに思われている方は、アメリカからそんな殺人兵器も2発も落とされたんですよ。許されないことだと思います。ですけども、もう我々平和の国だから、もう核兵器を持たない、それで解決するんだったらいいと思いますけども、私は解決するとは思っていません。

でですね、私も持つべきだとまでは言いません。ただ、核兵器というのは最大の効果があらわれるのが、核兵器を持っているかもしれない。攻撃したら、核兵器で攻撃したら反撃されるかもしれないというところに1番の効力があります。今回の陳情は、そうした可能性も、自ら潰してしまうようなそうした陳情になっているかと思っておりますので、私は反対させていただきます。以上です。

○議長（米本 隆記君） 次に、陳情に対して賛成者の発言を許します。ありませんか。

反対者の発言はありませんか。そのほか討論ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから陳情第8号を採決します。お諮りします。

この陳情に対する委員長報告は、不採択ですので、原案に対して採決します。

この陳情を採択することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（米本 隆記君） 起立少数です。

したがって、陳情第8号は、不採択することに決定しました。

（日程第25号）陳情第9号

○議長（米本 隆記君） これから陳情第 9 号、雪不足及びエネルギー他原材料費高騰に対する引き続きの支援のお願いについて、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 質疑なしと認めこれで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから陳情第 9 号を採決します。お諮りします。

この陳情に対する 委員長報告は採択です。

この陳情は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（米本 隆記君） 起立多数です。

したがって、陳情第 9 号は、採択とすることに決定しました。

日程第 26 発議案第 3 号

○議長（米本 隆記君） 日程第 26、発議案第 3 号 少人数学級・教職員定数の改善に係る意見書の提出についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。提出者 教育民生常任委員会委員長 門脇輝明議員。

○教育民生常任委員長（門脇 輝明君） 発議案第 3 号 少人数学級・教職員定数の改善に係る意見書の提出について、上記議案を別紙のとおり会議規則第 17 条第 3 項の規定により提出します。

令和 6 年 6 月 20 日、提出者 大山町議会教育民生常任委員長、門脇輝明。

提案理由の説明をいたします。

6 月 4 日教育民生常任委員会に付託された陳情第 6 号 ゆたかな学びの実現、教職員定数改善を図るための 2025 年度政府予算に係る意見書採択の陳情について審査した結果、採択すべきものと決したので、ここに意見書の提出を発議するものであります。

意見書を読み上げます。

少人数学級教職員定数の改善に係る意見書。

学校現場では、貧困・いじめ・不登校・教職員の長時間労働や未配置など解決すべき課題が山積しており、子どもたちのゆたかな学びを保障するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっています。ゆたかな学びや学校の働き方改革を実現するためには、加配教員の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善が不可欠です。

2021 年の法改正により、小学校の学級編制標準は段階的に 35 人に引き下げられる、

計画通り進捗すれば 2025 年度に完了となります。今後は、小学校に留まることなく、中学校・高等学校での早期実施と、きめ細かい教育活動をすすめるために、さらなる学級編制標準の引き下げ、少人数学級の実現が必要です。

よって、国会及び政府におかれては、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるように、下記の措置を講じられるよう強く要請します。

記

1. 中学校・高等学校での 35 人学級を早急に実施すること。また、さらなる学級編制標準の引き下げ等少人数学級について検討すること。
2. 学校の働き方改革・長時間労働是正を実現するため、加配の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善を推進すること。
3. 自治体で国の標準を下回る「学級編制基準の弾力的運用」の実施ができるよう加配の削減は行わないこと。
4. 教職員の処遇について、新規採用を持続的に確保し、専門性を発揮し意欲を持って働くことができるよう、改善に必要な財政措置を講じること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

令和 6 年 6 月 20 日、鳥取県大山町議会 議長 米本 隆記。

なお、意見書の提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣です。

これで提案理由の説明を終わります。

○議長（米本 隆記君） これから、発議案第 3 号 少人数学級・教職員定数の改善に係る意見書の提出について質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから発議案第 3 号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（米本 隆記君） 起立多数です。

したがって、発議案第 3 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 27 発議案第 4 号

○議長（米本 隆記君） 日程第 27、発議案第 4 号 地方財政の充実・強化を求める意

見書の提出についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。提出者 総務経済常任委員会 委員長 岡田 聰議員。

○総務経済常任委員長（岡田 聰君） 発議案第4号 令和6年6月4日当常任委員会に付託されました地方財政の充実・強化を求める陳情について採択いただきましたので、意見書を提出いたします。

地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について。上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第3項の規定により提出します。

提出者 大山町議会総務経済常任委員会委員長。

地方財政の充実・強化を求める陳情書。いま、地方公共団体には、急激な少子・高齢化にともなう社会保障制度の整備、子育て施策、人口減少下における地域活性化対策はもとより、DX化、脱炭素化、物価高騰対策など、極めて多岐にわたり新たな役割が求められています。

加えて、急激に進められている自治体システムの標準化や多発化する大規模災害への対応も迫られる中、地域公共サービスを担う人員は圧倒的に不足しており、職場における疲弊感は日々深刻化しています。

政府はこれまで「骨太方針2021」に基づき、2021年度の地方一般財源水準を2024年度まで確保することとしてきました。しかし、増大する行政需要また不足する人員体制に鑑みれば、今後はより積極的な財源確保が求められます。

このため、2025年度政府予算また地方財政の検討にあたっては、現行の地方一般財源水準の確保から一步踏みだし、日本全体として求められている賃上げ基調に相応する人件費の確保まで含めた地方財政を実現するよう、以下の事項を求めます。

記

1. 社会保障の充実、地域活性化、DX化、脱炭素化、物価高騰対策、防災・減災、地域公共交通の再構築など、増大する地方公共団体の財政需要を的確に把握するとともに、現行の水準にとどまらない、より積極的な地方財源の確保・充実をはかること。
2. とりわけ、子育て対策、地域医療の確保、介護や生活困窮者の自立支援など、より高まりつつある社会保障ニーズが自治体の一般行政経費を圧迫していることから、引き続き、地方単独事業分も含めた、十分な社会保障経費の拡充をはかること。
3. 地方交付税の法定率を引き上げるなどし、より自律的な地方財政の確立に取り組むこと。
4. 政府が減税政策を行う場合、地方財政に影響が出ないよう、その財源は必ず保障すること。
5. 会計年度任用職員においては2024年度から勤勉手当の支給が可能となったものの、今後も当該職員の処遇改善や雇用確保が求められることから、引き続き、その財政需要を十分に満たすこと。

6. 自治体業務システムの標準化・共通化にむけては、その移行に係る経費と、移行の影響を受けるシステムの改修経費まで含め、デジタル基盤改革支援補助金を拡充するなど、引き続き必要な財源を保障すること。また、戸籍等への記載事項における「氏名の振り仮名」の追加など、DX化にともない地方においてシステム改修や事務負担の増大が想定される際は、十分な財政支援を行うこと。
7. 地域の活性化にむけて、その存在意義が改めて重視されている地域公共交通について、公共交通専任担当者の確保を支援するとともに、普通交付税の個別算定項目に位置付け、一層の施策充実をはかること。
8. 人口減少に直面する小規模自治体を支援するため、段階補正を拡充するなど、地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化をはかること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出します。

令和6年6月20日、鳥取県大山町議会 議長 米本 隆記。

あて先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣、国土交通大臣、デジタル大臣、内閣府特命担当大臣(少子化対策男女共同参画)様です。以上です。

○議長(米本 隆記君) これから、発議案第4号 地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(米本 隆記君) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(米本 隆記君) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから発議案第4号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長(米本 隆記君) 起立多数です。

したがって、発議案第4号は、原案のとおり可決されました。

日程第28 議員派遣について

○議長(米本 隆記君) 日程第28、議員派遣についてを議題にします。

会議規則第127条の規定により、お手元に配布しておりますとおり、議員を派遣することにしたいと思います。

お諮りします。議員派遣をすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(米本 隆記君) 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣することに決定しました。

日程第 29 ～ 日程第 32 閉会中の継続調査について

○議長（米本 隆記君） 日程第 29、総務経済常任委員会の閉会中の継続調査についてから、日程第 32、議会運営委員会の閉会中の継続調査まで計 4 件を一括議題にします。

総務経済常任委員会、教育民生常任委員会、広報常任委員会、議会運営委員会の各委員長から、委員会の所管事務について、第 75 条の規定により、お手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

閉会宣告

○議長（米本 隆記君） これで本定例会に付議された案件は、すべて終了しました。会議を閉じます。令和 6 年第 4 回大山町議会定例会を閉会します。

○議会事務局長（野間 光君） 互礼を行いますのでご起立下さい。
一同礼。お疲れ様でした。

午前 11 時 38 分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する

議 長 米本 隆記

署名議員 門脇 輝明

署名議員 大原 広巳

署名議員 大杖 正彦